## 施設の概要

	名称	①三重県営住宅 ②三重県特定公共賃貸住宅		
施設の概要	所在地	①県内59団地(12市3町に立地)〜桑名市、川越町、菰野町、四日市市、鈴鹿市、亀山市、津市、松阪市、伊勢市、鳥羽市、伊賀市、名張市、尾鷲市、熊野市、御浜町 ②県内2団地(2市に公営住宅と併設して立地)〜津市、松阪市		
	設置根拠条例等	①三重県営住宅条例 ②三重県特定公共賃貸住宅条例		
	建物規模(規模・構造等)	別添のとおり		
	延床面積	別添のとおり m <sup>d</sup>	敷地面積	別添のとおり ㎡
	開設年月	別添のとおり		
	設置目的	①県民又は県内に勤務場所を有する者のうち住宅に困窮する低所得者層に対し、「公営住宅法」に基づく賃貸住宅の供給を行うこととし、もって県民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的に設置した。 ②県民又は県内に勤務場所を有する者のうち住宅に困窮する中堅所得者層に対し、 「特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律」に基づく優良な賃貸住宅の供給を行うこととし、もって県民生活の安定と福祉の増進に寄与することを目的に設置した。		